

平成25年

第4回市議会定例会 議案第25号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「、温泉事業」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 水道事業に附帯する事業として温泉事業を設置する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 水道事業

ア 水道事業

(ア) 給水区域 函館市全域（寅沢町，三森町，紅葉山町，水元町および亀田大森町の全部，鈴蘭丘町，鱒川町，庵原町，亀尾町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，陣川町，東山町，亀田中野町および桔梗町の一部ならびに函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号）別表に定める函館市戸井支所，函館市恵山支所，函館市椴法華支所および函館市南茅部支所の所管区域を除く。）および北斗市七重浜1丁目の一部

(イ) 給水人口 308,000人

(ウ) 1日最大給水量 154,000立方メートル

イ 温泉事業

温泉1日供給量 7,500立方メートル以内

第3条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条第1号中「、簡易水道事業、温泉事業」を「および温泉事業、簡易水道事業」に、「および」を「ならびに」に改める。

第7条第2項を削る。

第8条中「（前条第2項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第2条第1項第3号に規定する温泉事業に係る函館市公営企業の設置等に関する条例第12条の規定による平成25年10月1日から平成26年3月31日までの業務の状況を説明する書類の提出については、なお従前の例による。この場合において、同条第2項中「記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない」とあるのは、「記載しなければならない」とする。

（重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正）

3 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和39年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「水道事業」の後ろに「（これに附帯する事業を除く。）」を加える。

(提案理由)

温泉事業を水道事業に附帯する事業とすることとし、および地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い剰余金の処分に関する規定を整備するため